

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの業務について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされました。

これを受けて、国において全国で統一して用いる評価指標が策定されました。これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることが求められています。

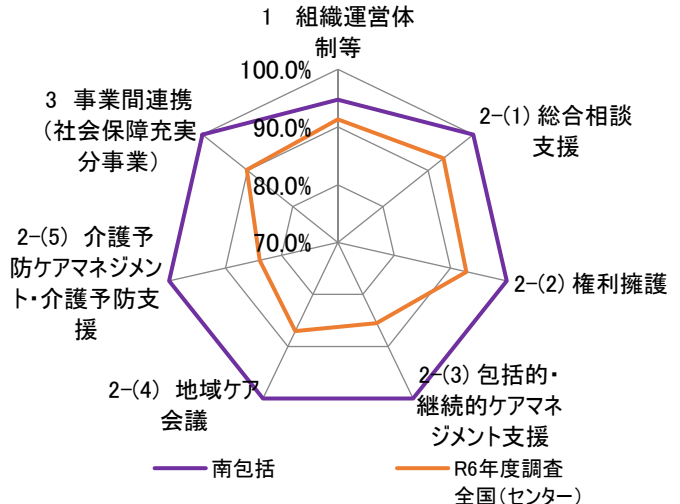
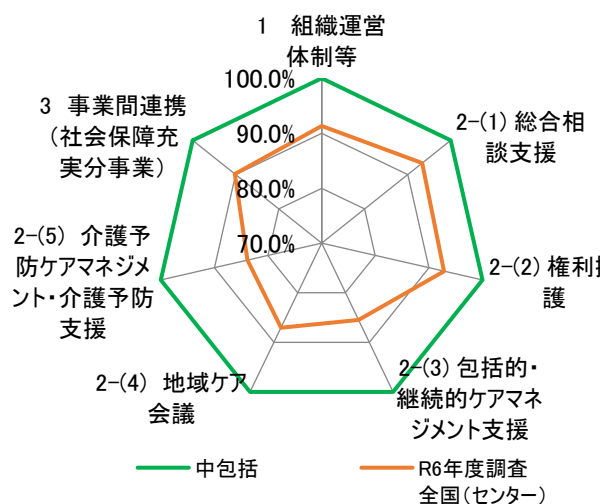
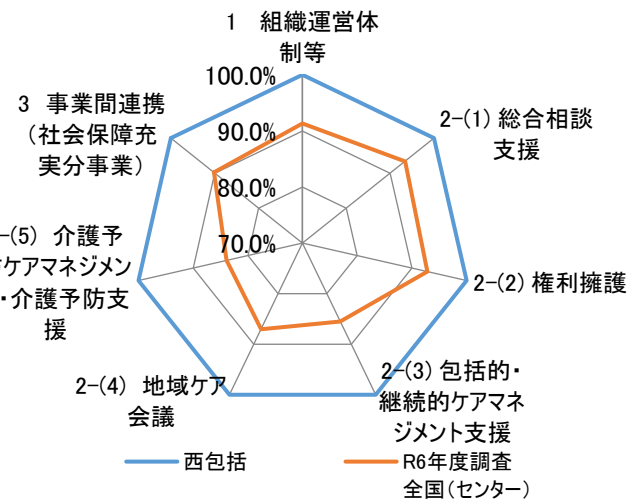
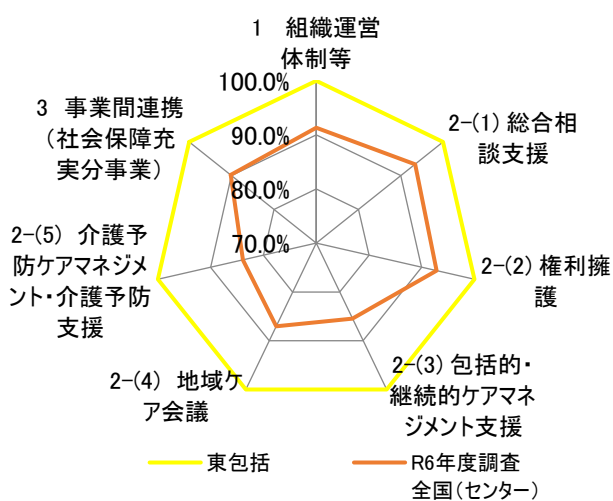
◆介護保険法 第115条の46第4項

「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実施する事業の質の向上をはからなければならない。」

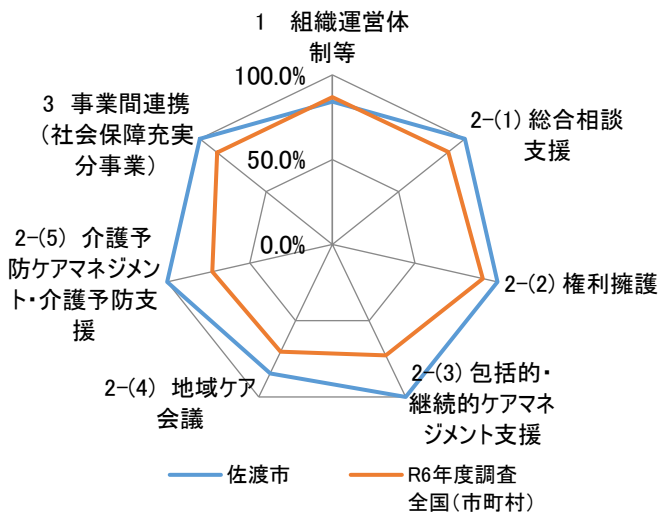
◆介護保険法 第115条の46第9項

「市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。」

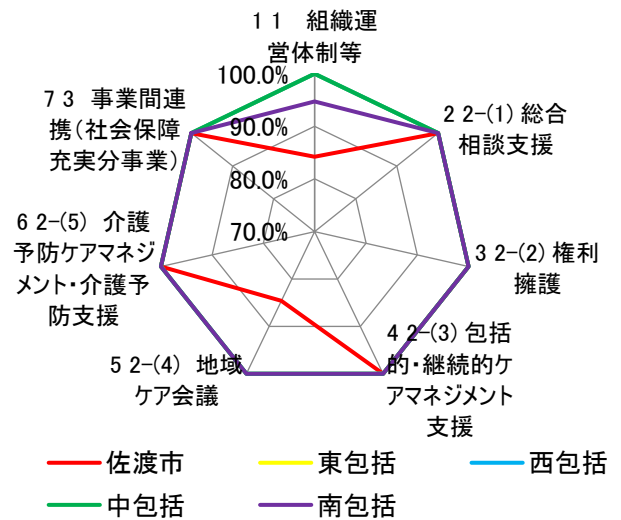
各センターと全国平均の比較



市町村と全国平均の比較



市町村と各センターの比較



1 当市の地域包括支援センターの特徴

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」における評価の結果では、全て取り組む必要がある項目であり、3つの地域包括支援センター（東・西・中）が全項目で「実施している」と回答している。南包括においては3職種の配置について、保健師に準ずる者を配置しているため、この項目のみ非該当となった。

2 市の取組とセンターの取組みで差がみられる業務

市の取組で該当しなかった項目は、「複数の個別事例から地域課題を明らかにし、解決するための政策を提言しているか」であった。

令和6年度は、地域包括支援センターや市関係部署と連携を図りながら地域課題を把握するとともに、担当圏域包括ケア会議等での検討内容を市と十分に共有し、佐渡市地域包括ケア会議等を活用し政策提言へつなげていけるよう取り組んでいる。

3 今後の取組み

市・地域包括支援センターともに全国平均と比べても高い数値で取組が行えており、今後も地域包括支援センターと市が協働し、様々な地域課題の解決に向けて連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を目指していきたい。